

盛岡市プレミアム付商品券発行事業 「リフォーム支援事業」Q & A

◇申請要件等について

- 1 対象となるリフォーム工事はどのような工事ですか。

→盛岡市や（一財）岩手県建築住宅センターのホームページに「対象工事一覧」を掲載しておりますので、そちらをご確認下さい。一覧に記載の無い工事等については、（一財）岩手県建築住宅センターまでご相談下さい。
- 2 隣接する市町村に在住していますが、申請は可能ですか。

→本事業に申請頂くには、盛岡市内にリフォーム工事をを行う物件（住居や店舗、事業所）を所有していることが条件となっております。

なお、事業者の方については、市外本社であっても市内に物件を有しているのであれば、申請は可能ですが、一般の方は、原則、リフォーム工事をを行う物件を所有かつ居住していることが条件となります。
- 3 中古住宅を購入し、リフォーム工事をを行った後に居住する場合は、対象となりますか。

→申請時点で、リフォーム工事をを行う物件を所有し、かつ居住していることが要件となることから、この要件に合致する場合には、対象となります。よって、リフォーム工事後に居住を開始する場合は対象外です。

なお、令和元年12月31日時点で物件を取得していない場合には、当該物件に係る令和2年度分の固定資産税・都市計画税納税通知書は発行されませんが、その場合には、申請者が当該物件を所有していることを証明する書類（物件の売買契約書、物件の登記簿謄本（抄本）、不動産取得税納税通知書など）の添付が必要となりますので、当該書類を添付の上、申請をお願いします。
- 4 父親が所有する住宅で同居しておりますが、父親が高齢であるため、息子である私の名義で、リフォーム工事の契約を締結しております。この場合でも対象となるのでしょうか。

→物件の所有者が高齢の場合、やむを得ない事情がある場合には、工事契約者が当該物件に居住していれば、申請は可能です。

ただし、この場合の工事契約者は、物件の所有者の3親等以内の親族であることが条件となりますので、ご注意下さい。
- 5 物件の所有者が単身赴任で市外にいる場合、対象となりませんか。

→所有者と生計を一にするご家族が対象物件に居住している場合、居住者からの申請が可能です。ただし、単身赴任者が赴任先で住宅を有している場合は対象外となります。

- 6 リフォーム工事を実施した場合には、リフォーム工事の発注者及び受注者（施工者）のどちらにも商品券の交付があるのでしょうか。
→本事業は、発注者に対して、商品券の交付を行うものとなっております。
- 7 建設事業者が所有する賃借物件について、自らの施工によるリフォーム工事を行った場合は、申込の対象となりますか。
→応募要件に合致しないことから、対象外となります。
- 8 店舗（事務所）兼住宅である物件について、申請を行う場合の取扱いはどのようになりますか。
→本事業においては、店舗（事務所）兼住宅である場合であっても、申請することが出来ます。
しかし、応募の条件として、「1申請者につき1回、かつ1物件につき1回」のみの申請となっておりますので、店舗（事務所）兼住宅の物件リフォームについて、「店舗（事務所）用途」と「住宅用途」に分けて2回申請することは認められませんので、ご注意下さい。
- 9 法人が申請することはできますか。また、法人が申請する場合、工事対象物件で働いている社員や職員も盛岡市内に住所を有していなければ対象となりませんか。
→申請人等の要件を満たしていれば法人でも申請することができます。就労している社員や職員については、特に要件はございません。
- 10 施工業者について、最近になって盛岡市の事業所ができた場合でも対象になりますか。
→申請日時時点で盛岡市内に事業所があれば対象となります。

◇リフォーム工事の実施時期について

- 11 本事業への申請以前から、部分的にリフォーム工事を行っていましたが、未施工の箇所については、対象となりますか。
→令和2年7月27日（月）以降の申請後に着手した工事のみが対象となりますので、実施されているリフォーム工事が部分的であっても、対象外となります。
ただし、実施済のリフォーム工事と未施工のリフォーム工事が異なる契約書である場合は、未施工のリフォーム工事については、対象となります。
- 12 今年の6月に工事契約を締結しており、秋頃に工事着手を予定しているが、申請は可能ですか。
→本事業の申請については、工事の着手前であることが条件となっていることから、既に契約を行っている場合でも申請することが出来ます。
また、申請の際には、工事契約書又は請書の写しが必要となりますので、本事業の活用を検討されている場合には、事前に、工事契約の締結を完了している必要があります。

◇申請書類の提出方法について

- 13 外壁改修工事とシステムキッチンのリフォーム工事の施工者が異なっている場合には、工事費の合計金額が30万円以上となっていれば申請することが出来ますか。
→工事費の合計金額が30万円以上となっているのであれば、申請することが可能です。また、それぞれの施工者との間で、別々に契約を締結している場合でも対象となります。
- 14 屋根塗装工事と太陽光発電システムの設置工事を同じ事業者が施工する場合でも、申請することは出来ますか。
→リフォーム工事の内容に対象外のものが含まれている場合でも、申請することが出来ます。
しかし、対象外となる工事内容を除いた工事費の合計金額が30万円以上であることが条件となるほか、対象外となる工事の実施に伴って、必要となる工事については、同様に対象外となる点にご注意下さい。
- 15 リフォーム工事の契約書について、社内の規定により、盛岡営業所の名前で契約を行うことが出来ない場合は、どのような対応となるのでしょうか。
→盛岡市内に営業所を有することを確認できる書類（例：盛岡営業所の代表者の方のお名前で、当該契約書に記載の事業者が盛岡市内に営業所を有する旨の覚書等）の添付をお願いします。
- 16 工事着手前や工事完了後の写真について、施工箇所に該当する全箇所の写真が必要となりますか。
→原則、書類での確認となることから、施工箇所に該当する全ての箇所について、施工状況が確認出来る写真の添付をお願いします。
なお、隣接物件との距離が非常に近い場合、施工箇所の全体像を把握出来る写真を撮影することが困難な状況である等のやむを得ない事由がある場合には、この限りではありません。
- 17 提出する写真について、スマートフォンによる撮影等で日付を入れる設定ができない場合はどうすればよいのでしょうか。
→写真を添付する用紙の余白に撮影日と「上記内容に相違ありません。」等の旨を表示し、施工業者の押印をいただいたものをご提出ください。
様式は任意ですが、盛岡市のホームページ等でひな形を掲示しております。
- 18 工事代金の領収書の写しがない場合には、送金票などで代用してもよいのでしょうか。
→工事代金を支払ったことが分かる書類であれば、振込書の控えなどでも代用可能です。
- 19 本申請で追加書類を提出する際には、定型の申請様式が必要となりますか。
→本申請の際には、様式の添付が必要となります。
後日、（一財）岩手県建築住宅センターから送付される本申請決定通知書に同封の「本申請書

類送付書」を添付の上、本申請書類をご郵送頂くようお願いいたします。

20 申請者が非課税対象である場合の対応はどのようになりますか。

→非課税証明書を添付の上、申請をお願いします。

21 物件が共同所有となっている場合、共同所有者全員分の納税証明書の添付が必要ですか。

また、申請者は共同所有者の中から代表者を1名選出の上で、申請することとなりますか。

→共同所有者全員分の納税証明書を添付の上、申請をお願いします。また、申請の際には、共同所有者の中からどなたか1名代表となる方のお名前での申請をお願いします。

22 工事箇所の施工中の日付入りカラー写真について、どのような写真が必要になりますか。

→申請頂いた内容で工事が行われているかの確認が必要となりますので、施工中であることが分かる写真の撮影をお願いします。(例：床の一部が解体されている状況の写真など)

23 例えば、規格化されているウッドデッキの新設工事など、通常、設計図や見取図が作成されない工事である場合でも、施工箇所の設計図書又は見取図が必要となりますか。

→原則、必要となりますが、規格化されているウッドデッキ等の商品の場合は、商品カタログに記載されている図面の添付であっても可とします。

ただし、その場合には、リフォーム物件の既存図面等に設置箇所を示したものを必ず添付するようお願いします。(※添付が無い場合には、申請を受け付けることが出来ませんので、ご了承下さい。)

◇対象となる具体的な工事内容について

24 市の補助金を活用し、浄化槽の設置工事を予定しており、付帯工事としてトイレの水洗化工事を行う場合には、トイレの水洗化工事部分について、対象工事として申請することは出来ますか。

→浄化槽の設置工事部分にのみ、市の補助金を充当していることが明らかであれば、対象工事として申請頂くことが可能です。

25 内窓や目隠しルーバーの設置は、対象工事に含まれますか。

→リフォーム物件と一体となった内窓や目隠しルーバーの設置であれば、対象工事となります。

しかし、外構部分に衝立や目隠しルーバーを設置する類の物件と一体とならない、目隠しルーバーの設置は、外構工事に該当することから、対象外となります。

26 キッチンのシンクとガスオーブンの交換を検討しているが、対象工事に含まれますか。

→当該機器を設置する際に、単に「据え付け」や「給排水管やガス管との接続のみ」といった、一般的に工事と見なされない場合には、対象外となります。

しかし、当該機器の交換に伴って、給排水管やガス管の配管工事やキッチンの形状を変更する等の工事が必要となる場合には、対象となります。

27 自宅にウッドデッキを設置するリフォーム工事は対象となりますか。

→原則、外構工事は対象外となりますが、当該物件と一体となり整備されるウッドデッキであれば、対象となります。このほか、当該物件の開口部を利用したサンルームの新設工事や空き部屋の壁等を撤去し、ビルトインガレージを新設する工事等についても対象となります。

28 ベランダ部分の改修工事は対象となりますか。

→物件と一体となっているベランダ部分の改修工事である場合には、対象となります。

29 対象となる工事と対象外の工事が含まれている場合のリフォーム工事について、「その他附帯工事や諸経費」の取扱いはどのようになりますか。

→工事内訳等の内容により、「その他附帯工事や諸経費」の明確な切り分けが困難な場合には、「対象となる工事」と「対象外の工事」に該当する直接工事費の税抜金額の割合で、「その他附帯工事や諸経費」を按分した金額を対象内経費として、申請頂くようお願いします。

なお、対象経費と対象外経費が混在している場合は、見積書や明細書などにどの部分が対象経費となっているかがわかるように、マーカーを引くなどの表示をお願いします。

30 給水管や給湯管の交換は対象となりますか。

→対象となります。

31 便器の交換は対象となりますか。それに付随する電気工事が対象となりますか。

→便器そのものを交換するだけのものは対象外となります。ただし、便器の交換に伴い、配管の交換等の工事を伴うものであれば対象となります。電気工事についても、本体工事が本事業の対象工事であれば付随工事とみなし、対象となります。

32 自動ドアの設置や交換は対象となりますか。また、それに付随する電気工事は対象となりますか。

→対象となります。電気工事についても、本体工事が本事業の対象工事であれば付随工事とみなし、対象となります。

◇商品券の給付について

33 今回、給付される商品券をリフォーム工事の支払いの一部に充てることは出来ますか。

→商品券の給付は、リフォーム工事の支払い完了後に行われますので、当該工事の支払いに充てることは出来ません。

34 本事業に申請し、リフォーム工事を実施すれば、必ず、商品券6万円分の給付を受けることが出来ますか。

→本事業の実施にあたっては、予算に限りがあることから、定員を500名限定としております。

このことから、定員を上回る申請があった場合には、当選者を決定するために、抽選を行うことを予定しておりますので、リフォーム工事を実施しても商品券の給付を受けることが出来ない可能性があります。

35 申込受付の状況について、定員に達した時点で、新聞等での情報発信は行いますか。

→申込の状況については、市・盛岡商工会議所・(一財)岩手県建築住宅センターのホームページ内でお知らせします。